

# 「御用日記」にみる幕末の宮崎

―「湯地栄四郎日記」を読む―

Miyazaki of the Late Tokugawa Period to Know from a Public Diary

大賀 郁夫

キーワード 宮崎代官・勘定人 大庄屋 庄屋 年貢・諸役

郡中銀勘定 献納銀 往来 雨乞い 溜池

## 目次

はじめに

一 宮崎郡支配の仕組み

(一) 宮崎役所と組・村

(二) 宮崎役所と村役人

(三) 大庄屋元詰勤

三 街道と村

(一) 宮崎郡往来と対応

(二) 薩英戦争と長州出兵

二 宮崎郡の年貢と諸役

(一) 太田組の年貢・諸役

(二) 郡中銀勘定

(三) 献納銀賦課

四 雨乞いと治水

(一) 災害とその対策

(二) 宮崎郡の溜池

むすびにかえて

近世期の延岡藩領宮崎郡村々に関する庄屋日記は、管見の限り現在二冊しか残されていない。このうち跡江組浮田村庄屋を勤めた湯地栄四郎が残した「諸品控帳」は、安政二年末から明治三年八月まで記された御用日記である。内容としては郡内の村役人関係や年貢諸役、寺社祭礼、往来、生業・生活、事件・騒動など多彩である。この御用日記から幕末期の宮崎郡村々がどのような状況にあったのか、村人たちはどのように生きていたのかを明らかにするために、四章に分けて考察した。

第一章では宮崎郡支配の仕組みについて、宮崎役所と組・村との関係、代官と村役人、大庄屋元詰を通して明らかにした。第二章では宮崎郡の年貢と諸役について、太田組を対象に年貢上納米と運上銀、郡中勘定および献納賦課銀について考察した。

第三章街道と村では、宮崎郡を往来する諸階層の実相と長州出兵時の出役状況を明らかにした。第四章では、災害とその対策のあり方を示すとともに、郡中の灌漑用水（溜池）の造成状況について明らかにした。



命じられる。同四年十月には褒美米三俵を藩から賜り、翌年正月五日には郡惣代として年頭挨拶のため出陣している。

安政六年十二月晦日、栄四郎は太田組大庄屋元詰を免じられ、翌年正月六日に浮田村に引き上げた。文久三年三月二十二日、浮田村庄屋を勤めていた栄四郎の長男栄蔵が病死すると、孫栄次郎がわずか一三歳(公文書上は一五歳)で庄屋役に就任し、栄四郎は栄次郎の心添と隣村生目村庄屋後見を命じられ慶応元年まで勤めている。栄次郎は同四年七月に病気を理由に庄屋を免じられ、小松村庄屋長嶺合兵衛が跡庄屋を勤めることになる。

## 一 宮崎郡支配の仕組み

「日記」をもとに、宮崎役所と組・村の関係、および組と村の関係について、特に人事や交際の面から中心に見ていきたい。

### (一) 宮崎役所と組・村

栄四郎の「日記」には、宮崎郡の大庄屋・庄屋および年寄の相続や人事に関する記事が多く散見する。<sup>(5)</sup>大庄屋についてみると、文政三年に跡江組大庄屋椎寛吾が種子夫食米横領を理由に罷免・追放され、小松村庄屋長嶺合兵衛の兼任を経て、大瀬町村庄屋松浦市郎が大庄屋に就任した。同十年十一月、瓜生野組大庄屋後藤六郎左衛門が村入用・出錢をめぐる村方騒動で退役に追い込まれ、翌年二月に小松村庄屋長嶺合兵衛が後任となるが天保元年三月に病死した。同年六月に跡江組富吉村庄屋清水平太が後任となり、同

九年十月まで勤めた。同年十一月には大島組上別府村庄屋島原津之助、同十二年十一月には跡江組浮田村庄屋であった栄四郎が大庄屋に就任し、弘化元年十一月まで勤めている。同年からは村横目清水平治が大庄屋となり、維新を迎える。組ごとに置かれた大庄屋の後任は必ずしも同組から選出されるわけではなく、瓜生野組のように他組の庄屋がなる場合もみられた。<sup>(6)</sup>

庄屋の場合も同じ傾向が見て取れる。安政四年四月の下北方村庄屋小川作左衛門や、翌年八月の池内村庄屋島原龍次郎、文久二年九月の大塚村庄屋富永祐右衛門らの場合のように、本人の跡式をその子供が継承する例が一般的ではあった。しかし、安政四年八月に大瀬町村庄屋小川栄右衛門が跡式を悴吉五郎に継がせ、本人は跡江組富吉村庄屋となった例や、同七年十二月に跡江組大庄屋松浦市郎の悴市蔵が大島組上別府村庄屋となった例なども少なくない。このように、組や村という枠にとらわれず、郡というレベルで大庄屋・庄屋の人事が行われていたことが分かる。そのほうが人材面でも有効であったと考えられる。

ここで庄屋の相続のあり方について、湯地家を事例に「日記」からみておこう。栄四郎の長男栄蔵は一五歳で父栄四郎の見習いを勤め、三〇歳で浮田村庄屋となって一〇年目になる文久三年三月二十二日、長患いの末に病死した。栄四郎は悲しむ暇もなく慌ただしく二十四日の葬式、初七日の寺参りを済ませた。三五日に当る四月六日、孫栄次郎への跡庄屋就任が認められ、栄四郎に庄屋後見が命じられた。栄次郎一三歳、栄四郎六九歳の時のことである。形式的に浮田村中一統から栄次郎の庄屋就任を願う嘆願書が出された。

## はじめに

近世地域社会論の二つの大きな潮流、すなわち地域運営論と社会的権力論については、今までに多くの研究成果が蓄積されてきた。特に後者ではその論じられ方として、近世後期に展開する地域運営システムを評価する立場や、地域社会を構成する単位社会の構造分析などを通じて、土地ごとに独自の人々の生活世界の歴史の変容を見通そうとする立場、これらと一定の距離を置くような立場が見られる<sup>①</sup>。いずれにしても、生業のあり方や村役人層の役威・権力、政治的位相、村内の階層構造など多角的視点からのアプローチが必要であり、村役人とともにそれ以外の地域社会構成要素がその地域に果たした役割についても、各地域ごとに検証していくことが求められている。

そこで小稿では、幕末期に記された庄屋御用日記を素材に、当時の地域社会像を明らかにすることを目的とする。対象地域は日向延岡藩領宮崎郡村々である。この御用日記(以下「日記」と略称する)は、同郡浮田村庄屋を勤めた湯地栄四郎が、庄屋および大庄屋元詰の立場で、安政二年十二月から明治三年八月まで書き留めた組・村運営に関する記録に加え、栄四郎が体験もしくは風聞した事柄、それに過去の出来事や先例など備忘録的性格を合わせ持っている。内容的には、宮崎郡組・村の村役人人事関係、年貢諸役関係、寺社宗教・祭礼関係、交通関係、事件・騒動関係、生業・生活関係など幅広い分野に亘っている<sup>②</sup>。

現在、宮崎郡に関する庄屋日記は、管見の限り二冊しか残されて

いない<sup>③</sup>。いずれも書かれた時期が幕末期に限定されており、分量も決して多くはなく、史料的な限界もあるが、幕末期宮崎郡の様子を明らかにする上で貴重な史料である。この「日記」を通して、幕末期の日向国宮崎郡村々がどのような状況にあったのか、村人たちはどのように生きていたのかについて明らかにしていきたい。なお、本文中の史料は断らない限りこの「日記」の記事である。

本論に入る前に、延岡藩領宮崎郡村々と、浮田村庄屋である湯地家の系譜について概観しておこう。延岡藩の飛地宮崎郡は、延岡藩主の交替にともない延岡藩領・幕領を繰り返し、藩主内藤家が入封する延享四年以降は延岡藩領として維新を迎える。延享四年の郷村高帳によれば二万三八〇四石余、郡内二四カ村は四つの組に分けられ、組には大庄屋、村には庄屋が置かれた。大島組下北方村には宮崎役所が置かれ、藩郡方から宮崎代官と勘定人が派遣され、郡からは手代・郷組など一〇数人が採用されている<sup>④</sup>。

湯地家の出自は詳らかではないが、栄四郎の祖父小左衛門(一七三三年生〜一八一六年没)が宝暦年間に跡江組浮田村庄屋を勤めていたことがわかる。庄屋役は栄四郎の叔父又四郎に受け継がれ、栄四郎は遅くとも文政四(一八二二)年には浮田村庄屋として名前がみえる。栄四郎の父貞兵衛については不明である。天保十二年十一月、栄四郎は大淀川の北岸に位置する瓜生野組大庄屋に抜擢され、弘化元年十一月まで勤めている。

瓜生野組大庄屋を免じられた栄四郎は跡江村へ帰り、浮田村庄屋に復帰した。安政元年、栄四郎は庄屋役を悴栄蔵に譲って庄屋心添役となり、翌年にはその経験を買われて太田組大庄屋元詰を

五月九日には村中で庄屋就任祝の宴席が持たれ、一一〇人が集まった。各人から酒代四八文宛が取り立てられ、湯地家からは酒一斗・吸物一ツ・肴二ツ、それに豆腐一三八丁が振る舞われた。また同月二十三日には栄四郎が栄次郎を伴い、就任祝として宮崎役所と大庄屋元を訪れ、代官一人・勘定人三人に金一步宛、手代に錢一貫文を献上している。さらに栄次郎の後見御礼として、代官・勘定人とともに跡江組大庄屋松浦市郎にそれぞれ錢一貫文宛を献上するなど、幼くして庄屋に就任した栄次郎への配慮が窺われる。

慶応元年八月、七一歳になった栄四郎は老年病身を理由に庄屋心添および生目村庄屋後見役を免じられ、漸く隠居の身となった。同日、代わって宮崎役所手代の頼傳蔵が浮田村詰を命じられ、栄次郎の後見をするようになった。頼傳蔵の後見は同三年七月に同人が病死するまで続くが、翌年七月には病気を理由に栄次郎が庄屋を免じられる。一八歳であった。これまでの精勤に対して苗字・刀御免はそのままであった。跡庄屋は小松村庄屋の長峯合兵衛が勤めることになり、空き家を買取り移り住んだ。七月二十四日には庄屋就任祝があり、栄次郎は錢一貫文、年寄・蔵役らは各五〇〇文を出したほか、一人二〇〇〜五〇〇文宛が取り立てられている。一〇〇年以上に亘り浮田村庄屋役を勤めてきた湯地家であるが、以後長峯家が勤めることになる。

## (二) 宮崎役所と村役人

栄四郎の「日記」には宮崎代官や勘定人に関する記事も多い。代

官・勘定人の特徴の一つは、見習い期間を含めるとかなり長期間に任していることであり、組や村の長である大庄屋や庄屋たちと深い関係を築いていた。ここでは宮崎代官・勘定人と組・村の村役人たちの関係についていくつか事例を見てみよう。

宮崎代官・勘定人が赴任・離任する場合は次のような定式が取られていた。

一宮崎御役所御代官・御勘定人様方御送・繰替之節、御出・御引越之節者佐土原迄御送り、迎ニハ郡中庄屋壱人宛佐土原迄罷出、其節者吸物二ツ取・肴三ツ・御茶付差出申候、宿御礼 壱貫文ツ、前々方此通致来候

送迎には庄屋が一人佐土原まで出向き、吸物や肴・茶付等を振る舞った。万延元年五月二十七日、嘉永五年から七年間勘定人を勤めた中野栄助は城内の内郷代官に転職となり宮崎を引き揚げているが、中野は「長々御世話ニ相成候」として郡中庄屋・別当に酒を下して別れを惜しんだ。同年に宮崎代官に昇任した佐藤嶋之助は、七月朔日に宮崎役所に入ったが、栄四郎たちは花ヶ島町まで出迎え、佐土原までは村角村庄屋長友武三郎が出迎えた。「宅江者ばん九ツまへニ立帰り申候」とあるので引越は夜中までかかったらしい。新代官の就任祝いは同月七日に催され、郡中の大庄屋・庄屋・別当たちが役所に集まり佐藤を囲んだ。その後佐藤宅まで行き、吸物一ツ・酒すしが振る舞われた。なお佐藤は明治二年まで代官を勤めている。

代官・勘定人の葬祭はどうだったのだろうか。「日記」から文久三年二年に死亡した元代官菅波平右衛門の記事をみてみよう。

乍恐以書付奉願上候御事

当村庄屋湯地栄蔵儀、此度病死仕候ニ付、跡庄屋之儀同人倅栄次郎儀当亥十五歳罷成候処、人品茂宜御座候間庄屋役被為仰付被下候様村中一統奉願候、右之趣宜被仰付被下候様奉願上候、以上

文久三年亥三月

浮田村百姓代 勇四郎

同 長嶺幸兵衛

同村年寄 新左衛門

同 直蔵

同 重右衛門

同 井上弥作

松浦市郎殿

右之通願出申候ニ付吟味仕候処相違無御座候間、奉願上候通被為仰付被下候様奉願上候、以上

跡江組大庄屋兼帯

宮崎御役所

松浦市郎

「日記」では栄次郎の年を「二三歳」としているが、願書では「一五歳」としている。また、これに加えて百姓代・年寄ら連名による宮崎代官宛の「庄屋請負証文」が出された。

差上申請負証文之事

一当村庄屋湯地栄蔵役病死ニ付、跡庄屋之儀同人倅栄次郎、此度村中願之通庄屋役被仰付難有奉存候、以来御年貢銀穀之儀者不及申上、其外萬上納可仕品少茂無滯急度上納可仕候、自然庄屋引負不埒之儀御座候ハ、御地頭様江一切不申上、村中ニ而

不銀穀御上納之品急度弁相納可申候、不及申上候得共不依何

事従御上様被仰付候御用之儀、違背不仕堅相勤可申候、右栄次郎不埒之儀仕候ハ、本人者不及申上、村中江御掛可被遊候

一向後不覚悟成儀仕候ハ、寄合異見加、夫共承知不仕候ハ、御役所江申上、庄屋立替之儀御願可申上候、惣而御訴訟申上候

節、大勢罷出候得者村方痛ニ罷成候間、願立候者老兩人罷出候様可仕旨被仰渡奉畏候

一村中寄合酒宴保養ケ間敷儀仕間敷候、并諸勸進取持申間敷候、尤少々之出銅頼母子無尽等惣而取持申間敷候

右之趣相背申候ハ、村中何様被仰付候共一言之儀申上間敷候、為後日證文差上申候、以上

文久三年

(差出人略)

長谷川許之進殿

中村俊蔵殿

佐藤嶋之助殿

浮田村では病死した庄屋栄蔵の倅栄次郎を跡庄屋に立て、年貢銀穀の上納を確約するとともに、万一「庄屋引負不埒」があれば宮崎役所へ訴出することはせず村中で対処すること、栄次郎が「不埒」をすることがあれば庄屋のみならず村中が責任を負うことを明言するとともに、庄屋に「不覚悟(失敗)」があれば役所へ庄屋の交替を願出るが、その際に一兩人が出頭すること、村中で寄合い酒宴をしないこと、諸勸進等の周旋をしないこと等を誓約している。但し「日記」には小文字で「右之通庄屋替之節ハ、此通ニ願書差上置候」とあるように、雛形に準じて作成されたことがわかる。

が若死にしたり何らかの不都合がある場合には、成人して一人前になるまでの間他村の大庄屋・庄屋経験者が後見人となった。ここでは安政二年十二月から同六年十二月まで太田組大庄屋元詰を勤めた栄四郎を例にみてみよう。

跡江組浮田村庄屋心添・生目村庄屋後見を務めていた栄四郎が、太田組大庄屋元詰を命じられたのは安政二年十二月朔日のことである。庄屋心添と後見はそのまま、同所詰中は米五俵宛支給された。翌安政三年二月二十日に栄四郎は浮田村から太田組の郷蔵元に移るが、同組大庄屋猪八重亭蔵の強い勧めにより四月二十九日大庄屋元へ移った。以後、同六年十二月まで大庄屋亭蔵とともに太田組村々の指導に当たることになる。

栄四郎が大庄屋元詰期間に携わった勤方は、太田組の年貢勘定や藩からの御用調達銀賦課の割振り、神社破損修復の手配や無住寺への跡住持の世話、藩役人來宮時の接待や溜池普請時の人手手配、庄屋・部当たりの養子斡旋など多岐に亘る。このうちいくつかの事例を「日記」から示そう。

- 一米貳百五拾俵
- 一同貳百九拾俵 御改米四斗壹升六合
- 一同四拾五俵
- 米五百八拾五俵

此貫目拾六、貳百目方同四百五拾目迄

右者当辰御物成米之内、大坂御廻米日高清次郎船江御積立被仰付、書面之通相渡申候、以上

辰十月

太田組大庄屋詰

宮崎御役所

湯地栄四郎

これは安政三年の太田組の年貢米五八五俵を大坂へ廻送するため、に福島町日高清次郎船に渡したとする宮崎役所宛の証書である。これに対する清次郎から栄四郎宛の請取書も記されている。この場合請取書の宛名は栄四郎一人であり、太田組の年貢米取扱いという重役を担っていたことが分かる。

また、太田組福島町の衰微を憂い、福島町年寄日高七兵衛・大庄屋猪八重亭蔵とともに宮崎役所に次のような願書を提出している。

乍恐以書付奉願上候御事

福嶋町之儀辺鄙之場所ニ而諸人通路茂少ク、近年次第二町中衰微ニ相成候ニ付、立直之儀種々相談仕候得共、外ニ心付之儀茂無御座候間、以御憐愍町中為潤毎年七月十二日、十二月廿八日両度定日相立、諸品交易御免被成下候様奉願上候、尤猥なる儀無御座候様急度取締相付可申候間、右願之通被為仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

- 巳四月 福嶋町年寄 日高七兵衛 印
- 太田組大庄屋元詰 湯地栄四郎 印
- 同組大庄屋兼帯 猪八重亭蔵 印

なお、この願出は閏五月五日付で願通りに許可されている。

宮崎郡村々では災害による神社の破損が多く、その修復費用の捻出に頭を痛めた。次の史料は、安政五年四月に太田村の天満宮修復について役所に提出した願書である。

乍恐以書付奉願上候

文久三亥年

是ハ御勘定半三郎様父様

年六十六才

一 菅波平右衛門様、長々御病氣ニ付二月廿九日朝御病死被成候、取置者同晦日ニ有之候、其節栄藏不快ニ付名代年寄弥作遣し申候、郡中郷士ニ郷足軽・寺社人・山伏中罷出、是ハ御悔ニハ三月六日ニ郡中庄屋中同道ニ而罷出申候趣、一統ニ而金子包ニ而差出申候、其段扣置候、羽織袴ニ而罷出是ハ七月盆悔、郡中庄屋中包ニ而差出、其節ハ大庄屋中ばかり罷出被申候

平右衛門は文政三年に宮崎勘定人として赴任し、勘定人を一九九年勤めた後天保九年に代官に昇任して、以来万延元年に隠居するまで二三年間、計四一年間役所を勤めた人物である。隠居後も俸半三郎が勘定人を勤めていることもあって宮崎に留まっていたようである。大庄屋や庄屋をはじめ郷士・郷足軽・寺社人・山伏に至る大勢が葬儀に参列している。また七月には初盆が執り行われたが、この時は大庄屋のみが参列した。

勘定人の葬送についてはどうだろう。安政七年四月に病死した小川清太郎の場合をみてみよう。「日記」には次のように記されている。

一小川清太郎様、年四十二才ニ而長々御病氣ニ付、申四月六日暮ニ御病死被成候、御取置者同七日ニ御座候、其節者郡中庄屋・部当上下ニ而前々之通罷出相勤申候、其節寺社人・山伏・郷士格・年寄中・郷足軽中茂罷出候、郷士ハ五百文程宛、年寄・郷足軽ハ老人前ニ百文宛御悔ニ差出申候、

同四月十一日ニ御悔ニ郡中庄屋・部当罷出申候、其節者吸物

耆ツ・取看六七程茂出申候(後略)

清太郎は父本太が病気のため廃嫡されたあと嫡孫となり、天保六年十二月に勘定人見習となった。同九年十二月に勘定人本勤となり、弘化三年十一月には病死した祖父の宛行米三四俵三人扶持を相続し、宮崎表植物楮取立御用向引受となり勤中は増高八俵宛を拝領している<sup>①</sup>。見習い期間も含めて約二五年勘定人を勤め、それだけ地元と深い関係を築いていたことは想像に難くない。取置(葬儀)への出席者も、日を改めての「御悔」への庄屋・部当の参列など代官同様であったことがわかる。清太郎の場合、盆悔は「七月十日郡中庄屋・別当中同道ニ而差上申候、差出之品ハ郡中耆ツニ而差出申候」とあり、大庄屋の参列はなかったようである。このほか代官身内の葬儀については、文久三年二月二日に代官佐藤嶋之助母が病死した際には、御悔に郷士より二〇〇文宛、郷足軽は一〇〇文宛納銭している。親族の葬儀・盆悔まで宮崎郡が面倒をみていることから、彼らと在地の深い信頼関係を窺うことができる。宮崎代官・勘定人は家族同伴で宮崎に赴任するが、菅波平右衛門のように倅が後役に就任すればそのまま現地に留まったり、また小川清太郎家のようにほぼ勘定人を世襲し、時には代官まで昇任するなど長期に亘って在勤することがその背景にあったからであろう。

### (三) 大庄屋元詰勤

大庄屋・庄屋の相続では、多くの場合幼少期から庄屋見習いとなり、当主の隠居後に跡を継ぐのが一般的であった。しかし当主



第1表 安政三年宮崎郡太田組村々上納米・運上銀

	太田村	吉城村	大塚村	源藤村	中村町	福嶋町	合計
村高(石)	3,147.38025			1,723.93873	350.60194		5,201.92092
真米(石)							
本田米	323.18900	221.57500	214.68200	50.07700			809.52300
本畑米	51.84100	45.14600	40.13900	12.62600			149.75200
新田米	5.79700	0.47600	4.42600	0.05700			10.75600
新畑米	6.17100	0.66300	2.98000	0.13000			9.94400
見取	1.27600	—	0.72300	—			1.99900
御口米	11.64800	8.03600	7.88900	1.88700			29.46000
又口米	11.99800	8.27700	8.12500	1.93300			30.33300
小計① (俵ニメ)	411.92000 (1,29.32000)	284.17300 (710.17300)	278.96400 (697.16400)	66.71000 (166.31000)			1,041.76700 (2,604.16700)
赤米(石)							
本田米	210.90000	137.30000	200.20000	29.40000			577.80000
御口米	6.32700	4.11900	6.00600	0.88200			17.33400
又口米	6.51700	4.24300	6.18600	0.90900			17.85500
小計(石) (俵ニメ)	223.74400	**145.66200	212.39200	31.19100			612.98900 (1,532.18900)
真米ニメ②	186.45333	121.38500	176.99330	25.99250			510.82413
糶料米(石)③	3.52000	1.15000	1.40000	2.06000			8.130
真米計①~③ (俵ニメ④)	601.89333 (1,504.29333)	406.70800 (1,016.30800)	457.35730 (1,143.15730)	94.76250 (236.36250)			1,560.72113 (3,901.32113)
賦納米⑤ (俵ニメ)	51.17372 (*127.37372)	33.04543 (81.24543)	35.23800 (88.03800)	7.68330 (19.08330)			127.14045 (315.24507)
米合計①+⑤ (俵ニメ)	653.06705 (1,632.26705)	439.75343 (1,098.15343)	492.63530 (1,231.23530)	100.64630 (251.24630)			1,761.90208 (4,214.10208)
地子銀(匁)				71.246	370.700	58.400	429.100 71.246
運上銀							
酒屋運上	1軒 2,790				1軒 54,000	4軒 63,600	117,600
小商人	69軒 83,000				— 軒 15,000	— 軒 15,000	100,790
鍛冶屋	1軒 15,000	— 軒 6,000			1軒 2,500	2軒 6,000	29,500
附屋	1軒 3,000		1軒 3,000		2軒 4,500	5軒 13,500	24,000
樽屋	2軒 2,000	2軒 2,000	1軒 1,000		1軒 1,000		6,000
薬屋					25軒 33,000	5軒 8,786	41,786
博労	1軒 2,000	1軒 2,000		1軒 2,000	1軒 2,000	2軒 4,000	12,000
控網	2軒 4,000				1軒 2,000		6,000
焼耐屋	1軒 4,000	1軒 4,000			11軒 44,000	5軒 20,000	72,000
清酒場		10,000	4,000	20,000			30,000
納運上		2,000			18軒 46,260	— 軒 3,000	55,260
鴨運上			5,250				5,250
宝屋運上		2,000			8軒 54,600	— 軒 13,500	70,100
薬師屋運上	395,719	434,628	551,936				1,382,283
煎札					14枚 24,000		24,000
小計	428,509	460,628	567,186	72,000	350,860	147,386	1,976,569
小物成・口銀							
踏山小物成銀	11,784	17,304	70,940	16,560			29,088
糠鷹代銀	106,650	73,060					267,210
御口掛包代銀			19,144	3,300	16,670	7,003	23,673
口銀	16,408	3,491			11,121	1,752	55,216
又口銀					11,455	1,805	13,260
掛包代	9,577	2,038	11,174	1,930	6,686	1,053	32,458
小計	144,419	95,893	101,258	21,790	45,932	11,613	420,905
千石夫銀	361,300	226,240	249,540	54,850			891,730
銀合計(匁)	934,228	782,761	917,784	169,886	767,492	217,399	3,789,550

(註) 安政三辰年「諸品扣日記帳」(渡辺邦夫氏文書)より作成。村高は明治2年「竈数石高人別調帳」。各村々の合計は計算上の数字。  
\* 給地返納米1俵09538を含む。単位は米=石・俵、銀=匁 \*\* 計算上の数字。

(一) 太田組の年貢・諸役

栄四郎は太田組大庄屋詰を四年間勤めたことから、太田組に関する年貢勘定等について詳細に記録している。それをもとに、安政三年太田組村々の年貢上納米と運上銀を示したものが第1表である。宮崎平野では真米とともに赤米の生産が盛んであり、真米・赤米ともに上納されている。太田組四村分として真米一〇四一石余(二六〇四俵余)に対して赤米六一二石余(一五三二俵余)であり、赤米が全体の約三七%を占めるが、中でも大塚村では真米二七八石余に対して赤米は二一二石余と約四三%に上る。真米・赤米それぞれ上納されるが、最終的に商品価値の面から真米一に対し赤米一・二の割合で真米に換算された。上納米総計は一七六一石余(四二二四俵余)であった。なお中村・福島両町は、上納米が免除される代わりに地子銀が賦課された。

当村天満宮破損仕居候ニ付修復仕度奉存候得共、自力ニ而出  
来兼、氏子中助力も届兼申候処、幸此度通り掛之歌舞伎役者四  
五人近方江逗留罷在候ニ付雇入、村内嶋川原ニ而晴天十日、無  
木戸銭場少々取立、芝居興行御免被成下候ハ、為冥加金子四  
両献納仕度、右余力ヲ以修復料之内江差加申度奉存候、尤興業  
中我雑之儀無御座候様取締相付可申候間、何卒願之通御免被  
成下候ハ、難有奉存候

午四月

太田村天満宮社人

串間但馬

同村大庄屋元詰

湯地栄四郎

同村大庄屋兼帯

猪八重亭蔵

修復費用を自力で捻出できないため、通りかかりの歌舞伎役者を雇  
って川原で一〇日間興行したいという願書である。芝居興行の冥  
加金として四両を献納し、その余力を天満宮の修復費用に宛てると  
している。この興業でどれだけの収入があったかは分からないが、  
役所へ四両の冥加金を献納し、天満宮修復の費用が賄えるだけの収  
益はあったと思われる。興業によって神社修復費用を賄うことは、  
安政六年四月の太田村大將軍宮修復でも確認される。この場合は、  
近辺を通りかかった女太夫を雇い、五日間の浄瑠璃興業の収益を修  
復費用に充てることを願出、役所には冥加金一両を献納するとして  
いる。ところが興業が始まった四月十六日晚から二十一日晩まで  
雨続きであったため、さらに三日の延長を願出たところ、役所は冥  
加金二両の増額を条件に、五月五日・六日・八日の三日延長を認め  
た。いずれの場合も宮崎郡村々を通りかかった「歌舞伎役者」や「女  
太夫」たちを雇って興業が行われていることで、当時の宮崎郡にお

ける文化的様相の一端を垣間見るよう興味深い。

安政六年十二月晦日、栄四郎は高齢ということもあり太田組大  
庄屋詰を免じられた。詰方は丸四年に及び、年が明けて正月六日  
に栄四郎は浮田村の実家へ帰った。当日は浮田村から年寄の庄兵  
衛と郷足軽の良蔵が迎えに来、福島町から日高清次郎ら三人が見  
送っている。二月十六日には太田組大庄屋猪八重亭蔵・中村町部  
当岩切文兵衛をはじめ大塚村庄屋・太田村年寄・源藤村年寄たち  
七人が、樽肴持参で詰方の礼のため栄四郎宅を訪れ労った。彼ら  
には鯉の吸物など三ツと肴五ツ程が振る舞われている。当時栄四  
郎は六五歳であったが、役儀から完全に開放されたわけではなく、  
浮田村庄屋心添と生目村庄屋後見は慶応元年八月まで勤めてい  
る。

## 二 宮崎郡の年貢と諸役

延岡藩領宮崎郡村々の多くは宮崎平野のほぼ中心部に位置し、  
村高平均は大島組九六・二石余、太田組一三〇〇石余、跡江組八三〇  
石余、瓜生野組二〇九一石余と、藩領全体からみても大村が多い。  
耕地に占める水田の比率も概して高く、大島組花ヶ島町の七九％  
余を最高に、同組南方村七五％余、跡江組柏原村七三％余、同組浮  
田村六九％余などで、田畠合わせると宮崎郡全体では七五％を超  
える。反対に山林・原野は一六％強にすぎず、全体として田畠の  
広がる平野部村落であった。<sup>8)</sup>ここでは栄四郎が大庄屋詰を勤めた  
太田組村々を対象に、年貢・諸役の特徴についてみてみたい。

第2表 安政三年郡中勘定

品目	銀(匁)	米(石)	備考
役所水夫3人賃銀 飯米	360.000	7.96500	正月～12月、1人前120目宛 1人前2石655、350日分、1日0石0075
大庄屋元走番賃銀 飯米	480.000	10.62000	辰年分、1人前120目宛 4人分、1人前2石655、1日0石0075
庄屋給米 庄屋・部当給米	跡江組 瓜生野組 太田組 大嶋組	21.42000 12.80000 16.30000 29.20000	
庄屋筆紙墨代	跡江組 瓜生野組 太田組 大嶋組	397.110 208.750 293.900 572.190	
小松村渡守給 伊満福寺五穀成就祈禱料 延岡御年礼入用	500.000 384.000 150.000 50.000	5.40000 4.00000	飯米賃銭 正月・九月 延岡へ御年礼罷出庄屋持参にて差出
年中宿御礼 延岡宮崎屋 佐土原宮崎屋	半切たばこ代 50.000		
銀穀相場高岡開合 銀穀相場本庄開合 銀穀相場城ヶ崎開合 銀穀相場佐土原開合	跡江組 瓜生野組 太田組 大嶋組	5.760 11.520 5.760 5.760	年新用鴨1羽代 本庄別当2人へ 城ヶ崎部当1人へ 佐土原部当1人へ
公儀へ米相場請込書作成 筆紙墨代	14.000		岩切文兵衛
抜荷証文作成筆紙墨代 郡中平均勘定時立合購入用 役人往来時郡中庄屋部当世話 茶代	10.000 60.000 19.200		小川文兵衛 高妻啓助
天保13年～役所水夫賃銭増	768.000		四所四人賃銀、1人前192匁宛
合計	4,295.950	107.70500	

(註) 安政三辰年「諸品控日記帳」(渡辺邦夫氏文書)より作成。

島組二町八村二九石二斗となっている。なお庄屋給米は二石八斗である(ほかに高二五石分の役が免除される役高があった)。大庄屋給についての記載はないが、延享四年時点で「年々米五俵宛」とあり、藩から給されている。また役所水夫三人および大庄屋元走番四人には、賃銀として一年分一人銀二二〇目と飯米一日七合五勺宛、三五〇日分として二石六斗五升五合が給されている。必要経費として筆・紙・墨代が、跡江組三九七匁一分一厘、瓜生野組二〇八匁七分五厘、太田組二九三匁九分、大島組五七二匁一分九厘に上るが、特に宮崎役所のある大島組(特に下北方村)の額が大きい。

このほかの雑費として小松村渡守給として飯米賃銭が五石四斗、伊満福寺が請負っている正月・九月の五穀成就祈禱代四石、毎年正月に慣例として宮崎郡惣代が延岡城下へ上り年礼を述べたが、その際の土産代(半切煙草)三八四匁、延岡城下までの往復時に宿泊に利用する延岡・佐土原両宮崎屋へ宿代がそれぞれ一五〇目・五〇目であった。また宮崎郡内の銀穀相場は周辺の藩・幕領の平均額を基準に決定されたため、跡江組は薩摩藩領高岡町へ、瓜生野組は幕領本庄町、太田組は飫肥藩領城ヶ崎町、大島組は佐土原へそれぞれ聞合が派遣され、その際に土産として一人鴨一羽代五匁七分六厘が計上された。その他公儀へ米相場請込書作成筆紙墨代一四匁と抜荷証文作成筆紙墨代一〇匁が中村町部当岩切文兵衛へ、郡中平均勘定時立合購入用として六〇目が小川文兵衛、役人往来時郡中庄屋部当世話茶代一九匁二分が高妻啓助、さらに天保十三年以降宮崎役所の水夫賃銭増四人分七六八匁(一人一九二匁)、合計四貫二九五匁九分五厘・米一〇七石七斗五合となっている。

これに対して諸上納銀は、運上銀・小物成口銀・夫銀に大別される。商人運上銀は中村町が一三八軒・三二六匁余と商札一四枚・二四匁、福島町が二三軒・一四七匁余と町場として多く、村方では太田村が一四軒・三三匁七九と多い。商人別では小商人が六九軒と圧倒的に多く、以下素麵屋二五軒・網運上一八軒・室屋八軒・鍛冶屋六軒と続く。中村町は当時軒数が一五四軒であることを考えると、九割近くが何らかの商売に関わり運上銀を上納していたことがわかる。また太田村では鍛冶屋が六軒と組中では最も多く、紺屋・樽屋・博労・投網・焼酎屋などがあり、在方商業が盛んであったことが窺える。

このほか藁縄疋苦の運上銀がかなりの額に上り、上納銀合計のうち大塚村では約六〇%、古城村約五六%、太田村四二%を占める。さらに夫銀として千石夫銀と糠藁代銀の額もかなり大きい。銀額に占める割合をみると、藁縄疋苦代銀一三二匁余が約三六%を占め、千石夫銀八九一匁余(約二四%)、地子銀四二九匁余(約一一%)、糠藁代銀二六七匁余(約七%)の順となっている。中村・福島両町以外でも、村内では商業活動が広く行われていたことがわかる。

中村町は天正十三年に町立てされたと伝えられ、福島町は寛文二年に太田村内の大淀川右岸の荒野を開発して町立てされたという<sup>9)</sup>。上納された宮崎郡の年貢米は各組の郷蔵に集荷され、中村・福島両町および上野町から廻船商人によって延岡や大坂へ回漕された。「日記」には文久年間廻米について次のような記事がある。

文久元酉年

一十月朔日初蔵納申来候、大庄屋元方御沙汰有之候

初御積立十一日ニ大坂御廻米、後藤忠蔵殿御船米四十俵出し

文久二戌年 米式拾六俵有之候

一九月十三日初蔵納申来候、大庄屋元方御沙汰有之候

初御積立九月廿九日大坂御廻米、太田直三郎殿船六十五俵

出し

文久三亥年

初蔵ハ九月廿二日初有之候

一九月廿九日御積立米式拾俵大坂御廻米、太田直三郎殿船江

相渡シ

安政五年には「延岡領赤(江)川御用船」として、福島町船主常吉船宝栄丸九〇〇石積をはじめ同町日高清次郎船栄嘉丸八〇〇石積・同町後藤忠蔵船宝栄丸七〇〇石積・上野町金丸孝助船栄福丸七五〇石積など大型船計六艘がみえる。これらに加えて中村町の太田直三郎船などによって大坂・延岡への廻米が行われたのである。

## (二) 郡中銀勘定

安政三年の郡政運用費勘定についてみてみよう。第2表はその品目・代銀・代米を示したものである。

まず人件費であるが、庄屋・部当給米として跡江組八村二一石四斗二合、瓜生野組二村二二石八斗、太田組二町四村一六石三斗、大

四九人のほか宮崎郡で総計三二二人に上っている。太田村では二人が銀五貫目(錢五四六貫二七二文)、福島町では一人・銀一〇貫九〇〇目(錢一一九二貫一八四文)であった。栄四郎はこの時太田組詰であり、宮崎役所から「初発々差入銀主取扱一統献納願出、申年以來度々御借入ニ付而茂骨折差働、すなわち太田組村々の献納者斡旋に尽力したとして宮崎役所から米三俵を増給されている。

安政改革が効果なく終わったあと引き続き文久改革が進められるが、藩は文久二年五月に江戸表入用米を高割で一〇石に三斗一升宛、同年閏八月には小前に高役銀として一〇石に米三斗宛、翌三年三月には米国への備えとして米一五〇〇俵を郡方割、五〇〇俵を郷土割として賦課した。こうした間断ない御用調達銀や高役金賦課に宮崎郡村々は疲弊の度を増しており、小前たちの中には名請地を手放す者が相次いだ。万延二年三月には浮田村の寅太が畑七畝一四歩を錢九〇貫文で永代売し、その代銀は同村の長嶺良蔵が持高一〇石を担保に寅太から借用している。持高を所持しない者は、本人や身内を質に奉公に出た。次の史料は栄四郎家に倅を奉公に出した文蔵が提出した奉公人証文である。

#### 奉公人証文之事

##### 一身代錢式拾八貫文

右者私儀当年御上納方ニ差支、倅豊治と申もの当年年三十一才罷成候者、御方様江作奉公ニ売渡、身代錢慥かニ受取、御上納方仕候処実正ニ御座候、身請之儀者右錢差立次第、其年之暮御暇可申請候、仕着等之儀者夏冬御家並御渡可被下候、万一取

遁欠落者不及申ニ不奉公仕候ハ、請人連印中々急度埒明、御方江少茂御難損相掛申間敷候、後日為慥成連印証文仍而如件

天保五十年

跡江村売主 文蔵

十二月

五人組頭受人 市兵衛

湯地栄四郎殿

同断

善四郎

倅豊治を作奉公に出しその身代錢で年貢を上納したのであるが、「売渡」「売主」との表現が痛ましい。豊治の身代錢が融通できたかは不明であるが、かなり難しかったであろう事は十分に推測できる。

村々を困窮に落とし入れた要因の一つに寺社の勸化があった。

安政四年二月には多賀勸化銀として錢三五貫文が要求され、太田組では福島町の後藤・日高両家から借入れることで応じている。翌年には伊勢太夫上下五人が宮崎郡内に廻り勸化を行っている。同年二月には宇佐八幡宮大破修復費として勸化があり、藩からは「信仰之輩者物之多少ニよらず可致寄進」ことが触れられた。同六年六月には延岡城下の浄菩提院による三カ年の勸化が行われている。庄屋たちの相談で郡中として年間米五〇俵を上納することが決められたが、不足分は村々を廻って回収するという使人に対して、庄屋たちは「百姓之儀も近年ハ大キ困窮ニ御座候」と理解を求めている。また同時期に、五年に一度勸化に廻ってきた高野山來迎院の使僧が一軒に五〇文の上納を求めたのに対して、大庄屋たちは「当分ハ百姓茂村々困窮ニ付当秋迄御断申上候、秋之出使ニ而差上候」と相談して断っている。

藩は期限前に年貢皆済を行った者を「奇特者」として酒代を下賜

こうして算出された銀穀額は次の通りである。

是ハ安政三辰年扣置候趣

高合貳万千四百拾壹石九升三合七勺

郡中

内

六千八拾四石六升四合四勺貳才

跡江組

三千貳百八拾八石九斗九升貳合四勺

瓜生野組

四千貳百九石貳斗五升五合五勺壹才

太田組

七千八百貳拾八石七斗八升五合四勺

大嶋組

右者郡中年々平均勘定立品扣之通立方ニ相成候、其段下北方村かりや元ニ大庄屋中、外ニも壹組方壹兩人宛立合勘定有之候趣

郡中高二万一四一石九升三合七勺を、各組高に依じて配分勘定がなされるのである。この年は下北方飯屋に大庄屋と各組から一・二人が立合人として参加している。このように村役人の必要経費など郡運営のための諸費用は各組一村に割振られ、「諸勘定之儀者霜月十日前ニ筆者方ニ而念入勘定致、其上ニ而若相違茂有之候ハ、其年直ニ筆者方引合可致候」と、さらに個人に賦課されたのである。

### (三) 献納銀賦課

財政難に苦しむ藩は、領内村々に御用調達銀や高役銀を頻繁に賦課した。文政六年七月二十八日に賦課された高役銀は高一〇石につき二五匁五分三厘宛、浮田村では二貫八〇二匁を上納している。続く天保三年五月、同十三年六月にもほぼ同様額が賦課され

ているが、後者は藩主が將軍の日光参詣に隨身するための費用捻出分であった。嘉永元年十一月には一〇石につき米三斗宛、七年間の献納を命じられ、「田方虫付枯穂」のため献納できなかった三年分を延長して、安政五年に浮田村分計六一二俵三斗四升七合を献納している。さらに翌安政六年二月にはさらに四年間の献納延長が命じられた。

元治元年九月、城下より下郡役が出役して浮田村に再度高役銀が命じられた。毛付高一六七石三斗五升一合に対して一〇石に七両宛、金八一七両・永一四五文七分、これを三年かけて献納するのである。当年は一〇石に三両宛で三五〇両余(錢四三七七貫五六四文)、慶応元・二年には一〇石に二両宛で各二三両余を上納することになる。この時村は、高役金を上納するために田一反三畝歩を永代に売却している。

高役金のほかにも富裕層を対象に御用調達銀が繰り返し賦課された。安政元年十二月に貸上銀が賦課されたが、太田組では検見がなされるほど百姓たちが困窮しており、米現物ではなく代錢一六〇貫文を他所から借用して役所へ納入している。また同三年二月、藩は万延元年までの五年に亘る財政整理仕法を立て実行に移すが、その改革備金として領内から四万両を調達する計画を発表し、宮崎郡には七三〇〇両が割付けられた<sup>10)</sup>。

同年十月五日には城下から御用人と下郡が宮崎役所へ出役し、郡中小前および郷士たちに御用調達銀を命じた。形式上は「借用」であるが、実質的には「献納ニ願出候様御沙汰」とあるように「献納」強制であった。この調達銀賦課に応じた者は、郷士(格を含む)

いるが、乗物一八や女中が乗った女乗物一三など二〇〇人余りの大行列であった。栄四郎は柏原村まで見物に出かけている。慶応二年四月十四日には佐土原藩主の母君一行一〇八人が中村町に宿泊し、翌日青島に参詣、再度中村町に泊まり生目八幡宮に参詣し、柏田町に渡って上北方村岩戸宮に参詣した。村々庄屋・年寄たちが同道案内しているが、浮田村からは年寄の久吉が同道している。

## ②巡見使の通行

天保九年二月十九日、幕府は將軍代替わりの恒例として諸国巡見使を派遣した。さらに同月二十六日には勘定方に諸国幕領巡見を命じた。<sup>15)</sup>

先に宮崎郡を通行したのは幕領巡見使一行であった。閏四月二十七日、昨夜綾に宿泊し本庄で昼をとった田口岩蔵ら三人が用人らとともに当所を通行し、その日は吉村に宿泊した。大瀬町村境まで代官菅波平右衛門が出迎え、上別府村から幕領吉村境まで同役羽生八郎が案内を勤めた。翌日幕領江田村と大島村境まで羽生が、佐土原領境までは菅波が一行を見送った。栄四郎たち九人は前日から大瀬町村に詰め、当日は巡見使に二人ずつ用人にも一人ずつ附いて世話をし、上北方村では茶を上程している。

七月十九日晚、飢肥領山仮屋に泊まった曾我又左衛門ら三人の諸国巡見使一行は大雨のため二十二日まで同地に足止めされ、翌二十三日漸く出立して清武町で昼をとり、夕刻中村町三カ所に宿泊した。栄四郎二人は源藤村から中村町まで案内し、宿泊の差配を行った。巡見使曾我又左衛門は用人二人と侍衆二人・中間一七人の総数四一人、大久保勘三郎は用人二人・侍衆一九人・中

間一三人の三五人、近藤甚七郎は用人二人・侍衆一九人・中間二人の三四人という大所帯であった。翌二十四日宿所を出立した一行は、宮崎人足によって佐土原領新名爪村まで見送られた。宮崎代官はそれぞれ境目まで同行案内しているが、藩からは家老代として郡奉行平野又右衛門と清水三郎太夫が延岡より出役している。巡見使一行を佐土原領境まで無事見送った郡奉行たちは、翌二十五日宮崎役所を出立して帰途に就いているが、郡中庄屋たちが花ヶ島町まで総出で見送っている。

## ③日田郡代往来

安政二年五月、日田郡代池田岩之丞一行二九人の通行があった。二十二日高鍋に宿泊した一行は翌日佐土原で昼を取り、花ヶ島町で休憩した後幕領吉村に宿泊した。二十四日に吉村を立った一行は中村町別当所で小休止し、生目八幡宮へ参詣した。その後小松村から名田渡しにより赤江川対岸に渡り、景清廟・岩戸宮に参詣している。一行は柏田村で小休止したのち、宮崎人足送りで幕領本庄町に向かった。この通行では寄物頭取を後藤忠蔵、本陣亭主を栄四郎が務めたほか、領境大瀬町村までの案内に三人、人馬方は瓜生野組大庄屋清水平治ら四人、借上物方を太田辰三郎や日高清次郎ら中村町・福島町の豪商たち四人、渡場方を役所手代ら四人、荷寄持を榎半七らが務めている。花ヶ島町・中村町・生目村・柏田町を拠点としてそれぞれが詰め、花ヶ島町・生目村では弁当を、中村・柏田両町では茶を振る舞った。郡代一行の通行ということで「郡中三而大ニ諸入用ニ相成候、段々御普請も有之候ニ付四ヶ所三而段々世話方相立被成候、品々ニ入用申候趣、大工・木挽・左

しているが、文久三年に郡全体で一三九人だった「奇特者」は、元治元年に九七人、慶応元年に一三三人とやや持ち直すものの、慶応三年には四八人まで激減している。藩が間断なく賦課してくる献納銀や高役銀に応じて、多額の銀を献納し大庄屋格・郷士格等を獲得する者がいる一方で、年貢上納にも差支える者は着実に増加しているのである。

### 三 街道と村

近世期宮崎郡には日向諸藩の城下町を結ぶ街道がいくつも通っていた。飫肥城下から清武を通り加納村―太田村から赤江川を渡り上野町―江平町―佐土原城下を結ぶ飫肥街道、佐土原城下から本庄・嵐田村を経て高岡町を通り都城に通じる薩摩街道、高城郷桜木で薩摩街道から分岐し山之口・田野・船引・加納村を経て源藤村から宮崎に至る鹿児島街道が郡内を通った。これらの街道は諸藩主の参勤交代をはじめ幕府巡見使や日田郡代等の通行、藩主や家老・郡奉行等の巡見、庶民の旅に頻繁に利用され、上野町・中村町・花ヶ島町等には旅人宿が置かれて賑わった。ここではその様子を記した記事からいくつか事例を示し、町村がそれらにどのように対応していたのかをみてみたい。

#### (一) 宮崎郡往来と対応

##### ① 延岡藩主の宮崎郡巡見

天保五年に家督を継いだ新藩主政義が宮崎郡村々を巡見したの

は、同九年正月のことである。前年から城下から宮崎郡までのコースと宿泊・休憩地、供揃等の差配を進め、正月二十八日に延岡城を出立した。家老加藤又左衛門・用人佐野新五左衛門・郡奉行清水三郎大夫ら一行三〇〇人程、馬三疋の大行列であった。

一行は門川・高鍋でそれぞれ一泊し、二月一日佐土原奴田飯屋に立ち寄り小休した。宮崎郡からは人足六〇〇人・馬五〇疋が当地まで出向き、蓮ヶ池で小休しながら夕刻に下北方村の宮崎役所へ到着した。この時栄四郎は上別府村庄屋島原津之助ら六人で人馬方を勤め、人馬割のため佐土原宮崎屋とともに馬の差配や宿割に奔走し、宮崎代官羽生八郎も佐土原まで出迎えに出役している。

二月四日から組ごとに漸次巡見が始まり、四日大嶋組、五日太田組、六日跡江組、七日瓜生野組を巡見し、四組の大庄屋たちが案内している。八日、郡中郷士の五人組頭のほか「事訳候者」数人が政義へ目通りし、政義から儉約すべき旨を命じられ、畏まって遵守するよう返答した。十一日には神武宮に政義をはじめ役所役人に至るまで参詣し、大掛かりな神楽が催され流鏝馬も披露され、栄四郎は棧敷世話役を勤めた。政義一行は十三日に宮崎役所を出立し、代官たちは高鍋まで人足六〇〇人・馬五〇疋で見送り、栄四郎はここでも人馬方を勤めている。

このほか、飫肥藩主伊東氏の参勤や高鍋藩秋月氏の福島巡見に際しても飫肥街道の通る中村町や上野町の通行があり、また生目村の生目八幡宮や上北方村の岩戸宮への参詣があった。文久三年三月二十一日、伊東氏母堂が高岡から富吉・柏原・跡江・小松村を通り、大塚村多宝寺で昼休、福島町・中村町を通り清武村へ出て



一三人の大所帯であり、日数五三日をかけて無事帰村している。なお栄四郎自身は、天保元年閏三月二十五日に親族七人と供一人の計八人で伊勢参りをしている。

## (二) 薩英戦争と長州出兵

日向国と薩摩国を結ぶ幹線には薩摩街道と鹿児島街道があり、特に高岡町から幕領本庄村を経て佐土原城下に至る薩摩街道は参勤をはじめ領主通行の主要ルートであった。

文久二年八月の生麦事件を契機に、薩摩藩は英艦の来航を想定した砲台強化と陸上戦闘準備に入る。翌三年六月二十七日に錦江湾に姿を現した英艦七艘は、七月二日薩摩軍と戦闘に入った<sup>18</sup>。この薩英戦争が周辺諸藩に与えた衝撃は計り知れず、諸藩の海防強化が急速に推進されていくことになる<sup>19</sup>。

薩英戦争の情報は宮崎郡村々にも伝わり、いろいろな風聞が流れている。栄四郎も「日記」に次のように記している。

一伊ぎの耐(イギリス―筆者註) 国之もの大船数鹿児島表江

七月初ニ参候趣、其儀ニ付高岡・綾・穆佐・倉岡侍衆中同道

ニ而御出立、鹿児島表江同道ニ而罷出被申候趣、段々沙汰有之候趣

薩摩藩関外四カ郷である高岡・綾・穆佐・倉岡の外城衆中にも出兵命令があり、慌ただしく鹿児島へ向かったことが分かる。また、佐土原御殿様御供侍中八百人程茂、御同道ニ而七月五日御出立、其晚五日ばんハ高岡御泊り被遊候趣、鹿児島表江御越之趣支藩佐土原藩も、藩主島津忠寛が藩兵八〇〇人程を率いて鹿児島

に向かったことを記録している。忠寛たちは薩摩街道を鹿児島に向かい、高岡で宿泊している。家老は同月十三日に、また忠寛は八月五日に帰路についているが、福島町の後藤忠蔵は本庄村で忠寛にお目見えしている。薩摩街道は宮崎郡中を貫通していないため直接的な接触はなかったが、外城衆中や佐土原藩などの動向から緊張感を感じ、栄四郎たちにも伝わったはずである。元治元年五月の島津久光下向に際しては、薩摩街道を通行する久光に挨拶するため、栄四郎たちは嵐田村まで出向き、高岡経由で帰村している。

延岡藩は情報収集のため、七月十日物頭の忍左司馬・用人原田茂弥ら一〇人と足軽二一人を宮崎役所へ派遣した。彼らは薩英戦争についての情報を収集する一方で、宮崎郡の櫛植物場の見分を行っている。浮田村は七月二十二日に見分し、長嶺・生目村の見分を済ますと生目八幡宮に参詣した。一行は宮司の高妻国衛宅で酒三升と取肴二ツを振る舞われている。薩摩藩との緊張感の差は否めない。見分は二十三日までに終わり、二十七日には庄屋・年寄全員と植物掛合まで役所へ出向き酒を下された。忍たち一行は八月八日に引き揚げた。

慶応二年六月七日に開始された第二次長州戦争には、延岡藩は幕府軍として出兵しており、藩主内藤政拳は広島へ出陣している。この戦闘には宮崎郡村々から約二〇〇名が広島まで出ているが、「日記」には次のようである。

慶応二寅年七月廿日出立致候

一げい州郡廣嶋国表、殿様方式拾大明(名)程御詰ニ相成、其節ニ延岡御殿様御詰被遊候ニ付、其節ニ宮崎郡方式百人程



鑑」を演じると降雨の御利益があるのか、九日晚に郡中で演じられたが残念ながら雨は降らなかつた。興業に金五両を費やしたとしている。

十八日には太田組中の者たちが天満宮で臼太鼓踊りを奉納し、翌十九日から郡中の山伏たちによって柏田町八龍宮で雨乞祈禱がなされた。早魃が深刻となり、藩主からも雨乞祈禱を行うよう社人・宮司たちに命じられ、二十六日まで銀四匁が下賜されている。

七月十八日から盲僧中が下北方村真鏡坊宅で祈禱を行い、二十八日からは神武宮社人たちによって二夜三日の祈禱が執行された。同日には郡中村々で臼太鼓踊りが奉納され、伊満福寺でも祈禱が行われているが効果は現れなかつた。七月中は全く雨が降らないまま八月に入り、事態は深刻度を増していった。

八月三日から二夜三日の雨乞祈禱が神武宮と上北方村岩戸寺で執行され、役所からは法仏開帳が行われた岩戸寺へ参詣する旨の触が組下村々に出されている。七日は跡江組と大島組、八日は瓜生野組と太田組村々で臼太鼓踊りが奉納された。雨が降らなくなつてから五一日目の八月七日、待望の降雨があつたものの「九ツ時頃分ニ少シ古出シ、日々少々ツ、古り申候趣、七日方八日・九日・十日迄少々古り、十一日方天き成候」というように小雨であり、十一日には天気は回復してしまつた。

早魃による田方への被害は深刻であつた。「日記」には「虫付枯穂大痛」と記されており、村方からは「百姓困窮取続成兼」として検見願を出す動きがあつたが、栄四郎たち村役人は押しとどめ

ることに奔走している。しかし村方は是非とも願上るよう迫つたため下郡・宮崎代官たちが見分し、結果的に種子夫食米三〇俵を貸下げることで漸く決着した。

自然環境に大きく影響される農業を維持するため、早魃に際しては雨乞祈禱に頼るしかなく、村々は龍神へ臼太鼓踊りを奉納したのであるが、対処法は祈禱だけではない。天水田の多い宮崎郡平野部では早くから溜池が造設され利用されている。次節では宮崎郡村々の溜池の状況についてみていくことにしたい。

## (一) 宮崎郡の溜池

宮崎平野のほぼ中央を南北に分断して日向灘に注ぐ赤江（大淀川）は、日向国最大の河川である。延岡藩領宮崎郡村々はこの赤江川を挟んで向き合うように存在するが、大川であるため農業用水として利用できないため各地に溜池が作られ利用された。大嶋組上別府村の場合、田数九四町九反七畝二〇歩のうち五四町三反六畝三步（五七％）が溜池利用であつた。<sup>①</sup>

第5表は宮崎郡村々の溜池を示したものである。二村で共有するものを含めて、二四村で一〇三の溜池と一三の夏堤が確認される。<sup>②</sup>このうち五八カ所が「古来有之分」でうち三三カ所が「高不相知」、残り二七カ所の合計反別は八五町六反八畝一七歩・四九六石四斗八升三合一勺九才である。また四五カ所が「御所替以来出来候分」すなわち内藤氏入封以降のものであり、その合計は五二町一五歩余・六六二石五斗二升二合三勺、総計では一三七町八反五畝一二歩余・一一五九石五合二勺二才に及ぶ。一町村に平均約

第4表 第二次長州出兵軍用人足(浮田村分)

字名・田	人足名	年齢	期 間	日数	賃金
(福嶋町)	*串間 叡四郎	26 歳	7.20 ~ 9.8	49 日	32 両
余り田・上田1反歩	坂本清作	53	7.20 ~ 9.14	55	30
せ戸口・上田1反歩	好兵衛	31	7.20 ~ 9.13	54	30
鳥越口・上田1反歩	徳次郎	35	7.20 ~ 9.8	49	30
長田下・上田1反歩	寅太市	22	7.20 ~ 9.14	55	30
岩崎下・上田1反歩	叡太市	23	7.20 ~ 9.8	49	30
城ノ下あみ前・上田1反歩	寅治	32	7.20 ~ 10.10	80	30
使か下え・上田1反歩	宇之助	26	7.20 ~ 10.11	81	30
くぼ口・上田1反歩	辰五郎	42	7.20 ~ 10.10	80	30
田ふ橋下・上田1反歩	弥助	27	7.20 ~ 10.13	83	30

(註) 安政三年「諸品扣日記帳」(渡辺邦夫氏文書)より作成。\*串間叡四郎は太田組福嶋町の郷足軽。

現地に詰め、九月八日から十月十三日の間に全員が無事帰国している。彼らの賃金は叡四郎が三三両のほかは一人三〇両宛、合計三〇二両は「田割出シ売渡、其金ニ而相払申候」と、村内の上田九反歩を売却して調達したものであった。無事だったものの、村としてはたいへんな負担であったことがわかる。

罷出、此村より十人被仰付  
 罷出、其節として跡江村  
 大庄屋松浦市郎殿孫松  
 浦藤太殿、太田組方源藤  
 村串間叡四郎と申人、郷  
 足軽兩人罷出候、首尾能  
 相勤罷帰り被申候  
 同寅年九月八日、式三人  
 者さきニ罷帰り申候、日  
 数四十九日ふりニ罷帰  
 り申候

宮崎郡から約二〇〇名、浮田  
 村からは跡江組大庄屋孫松浦  
 藤太と太田組源藤村の串間叡  
 四郎ら郷足軽を含む一〇名を  
 広島まで出している(第4表参  
 照)。七月二十日に出立した彼  
 らは、四九日から最長八三日間

#### 四 雨乞いと治水

##### (一) 災害とその対策

近世期の日向地方は、寒冷化の影響で毎年のように災害に見舞われた。安永七年から寛政七年までの一八年間の災害の項目別出現回数を見ると、暴風雨が二五件と最も多く、次いで洪水・長雨の各一八件、早魃一五件の順となっている<sup>20)</sup>。毎年ほぼ一回以上の頻度であったことがわかる。文政九年十月三・四日の大雨では「稲大気ニ流シ、村ニ而七百抱余流シ」とあるような被害を出し、さらに同十二年五月二十三日の大雨風は大洪水となり、「是ハ戌年(文政九年)の水より此丑年の水ハ式尺余之まし」と記録されている。

また安政四年七月二十九日の大雨では「堂宮道筋土橋段々痛有之」、さらに太田組郷蔵が破損したため勘定人・郷組が出役して調査し、八月十八日から三日間かけて修復普請がなされた。

暴風雨による被害も甚大であるが、逆に早魃も農民生活に計り知れない損害を与えた。宮崎郡各村々では早魃に対して頻繁に雨乞祈禱が行われた。安政三年九月には早魃のため上野町大乗院宅において雨乞祈禱がおこなわれ、翌年閏五月にも中村町衆の世話で雨乞祈禱として天満宮で相撲が奉納されている。具体例として安政六年七月八月に実施された雨乞祈禱の様子をみてみよう。

安政六年は六月十七日から天気続きで、七月に入っても降雨の気配がなかった。七月九日、郡中で雨乞祈禱が行われたが、その当時福島町下に芝居の一座が逗留していた。「日記」には「すがわら致候度雨ふり候趣ニ付」とあるように、「すがわら(菅原伝授手習

第6表 溜池普請関係表

年	西暦	溜池	期間	費用	人足数	備考
安政3	1856	正月田	1/17～3/5	305 <small>ズ</small> 306	7394	
安政3	1856	照明院	1/20～2/15	—		
安政3	1856	西田	1/22～2/13	大錢24枚		土手痛普請
安政3	1856	祇園前・青池	4/7～4/14	8 <small>ズ</small> 977		
安政4	1857	浦ノ迫	11/28～閏2/20	74 <small>ズ</small> 241		土手明け普請
安政5	1858	太田村川井迫	1/25～3/5	230 <small>ズ</small> 119	4955	高1815石割
万延1	1861	太内ノ宮田	1/19～1/14	53 <small>ズ</small> 358	604	
文久2	1861	祇園前・青池	8/21～8/25	13 <small>ズ</small> 180		
文久2	1862	柏原村	1/13～1/29		1016	上別府村628人
文久2	1862	下北方村	2/7～3/23		1209	
文久3	1863	池内村	1/20～1/22		1442	大田村495
文久4	1864	名田村	1/25～3/18		334	
慶応2	1866	祇園前・青池	7/7～7/11	340 <small>ズ</small> 216	330	

(註) 安政三年「諸品扣日記帳」(渡辺邦夫氏文書)より作成。

四・三カ所あったことにな  
る。普請年は様々であるが、  
古くは慶安・明暦・承応期に  
作られたものもある。溜池普  
請については上別府村の場  
合、高一〇〇石につき五〇人  
宛「村役」として勤め、外から  
人足を雇った場合は一日一人  
赤米五合の扶持米を出した。<sup>②</sup>  
また溜池から用水を引く溝  
は、毎年全員で溝浚いを「自普  
請」でおこなった。

栄四郎が太田組大庄屋元詰  
を勤めていた安政五年の太田  
村川井迫溜池の普請をみてみ  
よう(第6表参照)。正月二十  
五日から勘定人菅沼半三郎と  
郷組日高林作が出役し、三月  
五日に完成するまで同所に詰  
めた。完成当日は代官菅波平  
右衛門が見分のため出役し、  
翌六日半三郎たちは役所へ引  
き取った。栄四郎は大庄屋猪  
八重亭蔵たちと宮崎役所まで

出向き礼を尽くしている。普請にかかった人足数は延べ四九五五  
人、うち太田村から二二一九人、郡から加勢二八二六人であった。  
費用総額は二三〇貫一九文、うち七三貫文が加勢人足の扶持米  
代、二一貫文を中村町から、二〇貫四五〇文を福島町から「役目」  
として取立て、一七貫八七二文が「新田掛り出」、八貫七二文が品  
々払代であった。残り九〇貫七一四文は、高一八一五石に対して  
一〇石につき五〇〇文宛取り立てている。

宮崎郡村々では大規模な溜池普請には周辺の村々から多数の加  
勢人足が徴発され、労働力の融通が頻繁に見られた。浮田村から  
他村の溜池普請への加勢人足の延数は、文久二年正月十三日～二  
十九日柏原村に三八八人、同年二月七日～三月二十三日下北方村  
に八二一人、文久三年正月二十日～四月二十二日池内村に一四四  
二人、同四年正月二十五日～三月十八日名田村に三三四人を数え  
る。多くの加勢人足が作業するなかでは争いは避けられなかつ  
た。万延二年正月二十二日、上北方村新溜池普請に浮田村から四  
八人が加勢人足に出役したところ「鬨論喧嘩口論」となった。具体  
的な経緯は記されていないが、宮崎役所から勘定人菅波半三郎が  
出役して調停にあっている。また自村内でも、溜池の用水をめ  
ぐる騒動が起こっている。安政四年七月二十五日、村中が祇園宮  
に集まり、浮田村西田溜池の水をめぐる郷蔵枅取役松浦藤蔵・水  
引役の傳蔵・豊吉の三人が村中から詰問される事件が起こった。  
事件の内容は不明であるが、太田組大庄屋元詰であった栄四郎は  
浮田村庄屋を勤める倅栄蔵から婦村を強く要請され、翌日浮田村  
へ駆けつけた。夜半まで話し合いは続けられたが埒が明かず、村

「御用日記」にみる幕末の宮崎 — 「湯地栄四郎日記」を読む — (大賀郁夫)

第5表 宮崎郡村々溜池一覽

組	村	溜池名	畝数	石高	普請年	組	村	溜池名	畝数	石高	普請年
大嶋組	下北方村	矢の崎	353.100	29.15000	寛文7年以来	太田組	古城村	時雨	14.070	—	年号不知
		現王	68.280	5.68900	元禄1年			伊満福寺下	28.225	—	〃
		越ヶ迫	143.220	11.85800	元禄2年			池の内	68.250	—	〃
		長廻上	29.270	2.36510	〃			大谷	29.100	—	〃
		長廻上	37.060	2.94300	〃			後東寺迫	—	—	〃
		門の瀬貝	288.270	31.80620	文化4年			原田	—	—	〃
	小計	922.000	83.80930		宮ヶ迫			72.090	10.83470	宝暦3年	
	名田村	野間田	43.220	6.25380	年号不知			和田内	98.260	14.12000	文化10年
		野間田	48.010	9.02480	文化13年			池之内	57.100	5.19334	〃
		小計	91.230	15.27860				大谷	93.240	14.44270	文化9年
	上北方村	いやヶ谷	52.000	7.40100	年号不知			小計	322.090	48.59074	
		走山	46.220	5.75580	元禄9年			外梅ヶ迫夏堤	13.000	—	年号不知
		本且	64.080	10.41680	明和6年		後藤寺迫	10.000	—	〃	
		い手本	106.150	16.53240	文化11年		丸を	3.000	—	〃	
	小計	269.150	40.10560		源藤村		池田	358.275	—	年号不知	
	花ヶ島町	矢口	326.290	44.31650	年号不知		宮田迫	10.000	—	〃	
	池内村	坂平	—	—	年号不知		鳥越	187.000	23.80340	〃	
		石田	97.150	16.29700	明和4年		小計	555.275	—		
		もゝきり	146.100	23.80330	文化8年		太田村	大坪	320.025	41.05840	明暦1年
		池内通	52.000	7.18000	文化10年			川井迫	49.030	0.89200	宝暦6年
		小計	295.290	47.28030				寺山	24.260	3.10300	元禄11年
	外、夏堤	63.270	8.03880	年号不知	塔の迫			29.210	2.08900	元禄15年	
	村角村	白拍子	250.245	13.67240	年号不知			内野迫	—	—	年号不知
	大島村	北田	104.000	8.00600	元禄12年		鴨ヶ迫	158.040	18.90000	文化9年	
小計		354.245	21.67840		小計	581.265	68.04240				
鳥喰		361.000	32.85100	年号不知	外野中田夏堤	56.000	—	年号不知			
新開		84.195	7.73900	〃	池の内	43.000	—	〃			
江平町	苗入場	243.075	25.21010	文政4年	板谷	13.000	—	〃			
	小計	688.270	65.80010		大塚村	大迫	92.285	10.15643	年号不知		
	川骨	—	—	年号不知	越ヶ迫	37.000	—	〃			
南方村	馬渡	—	—	年号不知	池の内	41.065	—	〃			
	鍛冶屋その	95.100	9.57020	天明2年	鎌ヶ迫	561.000	60.80024	寛文5年			
	小廻	114.100	16.80950	文化5年	無量寺	6.000	0.67320	元禄12年			
	池内	94.200	10.53840	享保3年	乱橋	39.115	4.33616	年号不知			
	権現前	*66.137	7.82850	文政6年	柳ヶ迫	35.015	2.03910	元文4年			
	小計	*370.237	44.74660		小計	*812.180	—				
跡江組	跡江村	時地	—	—	年号不知	長嶺村	小光	—	—	寛文4年	
		不か由	—	—	〃		大坪	76.000	8.34360	寛政4年	
		三ツ原	—	—	〃		唐木町	56.260	5.94500	文化9年	
		石且	—	—	〃		九日田	57.200	7.09860	文政3年	
		井尻	—	—	〃		小計	190.160	21.38072		
		上の且	—	—	〃		細江村	陰山	—	—	元禄8年
	外、夏溜池	15.000	73.58560	引高(溝成共)	庵の迫	—	—	元禄11年			
	小松村	高場様	181.280	23.42260	慶安3年	小計	—	—	〃		
		水移り	35.195	1.09900	元禄15年	柏原村	あらまさ	—	—	享保6年	
		城の迫	22.180	2.59970	寛保1年		倉瀬	4365.270	59.69280	寛文2年	
		高場様	49.160	5.98510	文化13年		後迫	49.270	8.01590	文化8年	
	小計	289.115	33.10640		小計		*4415.240	—			
浮田村	西田	—	—	年号不知	瓜生野組	瓜生野村	すださ	82.040	10.26670	承応1年	
	浦の迫	116.120	14.93450	宝暦3年			本堀川	26.100	2.85470	寛文6年	
	寺迫	44.040	5.53300	文化5年			いやか谷	—	—	元禄3年	
	角力田	150.000	13.15860	文化13年			蔵掛	89.260	9.45290	元禄12年	
小計	*310.160	33.62610		今別府			96.000	11.50980	享和1年		
富吉村	外あぶみの平堤	54.225	—				そやの木	80.000	10.00000	文化3年	
	黒田	456.140	52.59330	慶安3年			小林	100.000	14.30000	文化4年	
	真反田	109.130	8.61730	年号不知			新馬場之内	126.000	20.73800	文化5年	
	八幡迫	5.250	0.77930	宝暦5年			天神下	121.150	14.05350	文化9年	
	菰田	52.230	8.40940	文化3年			山下	702.200	103.62150	文政1年	
小計	*624.150	70.39930		小計			1424.150	196.79710			
生目村	外八幡迫夏堤	10.000	—	年号不知			外荷反田夏堤	25.000	—	年号不知	
	松ヶ迫夏堤	44.050	—	〃	小赤江	20.000	—	〃			
	山府	33.005	4.02900	元禄8年	大瀬町村	地蔵田	—	—	年号不知		
	山府	52.230	6.28339	元禄15年		荒田ヶ内	—	—	〃		
	三反田	29.170	4.01683	宝暦4年		馬場ヶ迫	—	—	〃		
	山府	84.190	10.15589	寛政1年		ごくらく	—	—	享保8年		
八の久保	33.220	4.34752	文化11年	千町		98.100	12.98170	安永4年			
牛山	93.150	10.91365	文化14年	さきす		200.000	16.33200	享和1年			
小計	327.065	39.77628		春田	758.220	85.43300	文政2年				
					小計	1057.020	114.74670				

(註) 文政十亥年改「宮崎郡村々溜池箇所付帳」(明治大学博物館蔵内藤家文書 第一部二六普請74) より作成。  
 —不明。\*計算上の数字。数字は一致しない。

## 註

- (1) 志村洋・吉田伸之編『史学会シンポジウム叢書 近世の地域と中間権力』（山川出版社二〇一一年）i頁。
- (2) 本「日記」の正式表題は「安政三辰年二月廿日諸品控日記帳」。この「安政三辰年二月廿日」は、六一歳を迎えた栄四郎が前年一二月一日に太田組大庄屋元詰を命じられ、太田組郷藏元へ詰めるようになった日であり、これから明治三年八月二五日までの約一六年間書き綴られた「御用日記」である。もっとも、毎日の記事が詳細に記載されたというわけではなく、栄四郎が体験もしくは風聞した事項、および「安政三辰年迄九十七年ニ相成候」というように、過去の出来事や人名などをメモ的に書き留められた備忘録の要素が強い。太田組大庄屋元詰および浮田村庄屋心添という栄四郎の立場から、太田組村々や浮田村についての年貢や、村政に関する記載が中心であり、私生活の記事は極めて少ない。御用日記に備忘録的性格が加味されたものと言える。
- (3) 本「日記」と瓜生野村庄屋清水栄隆「安政六年萬扣帳」（長田・細山家文書）である。
- (4) 拙稿「近世期日向延岡藩の飛地支配と地域社会―宮崎郡村々の組織と支配―」（『宮崎公立大学人文学部紀要』第16巻第1号二〇〇八年）。
- (5) 宮崎郡の組と村については、その組織や大庄屋・庄屋たちの系譜・相続方法などについて、①大庄屋は当所は世襲が原則であったが、文政期以降村方騒動などにより罷免・追放される例もあったこと、②罷免された大庄屋の後役には組内外にかかわらず村庄屋から選ばれたこと、③庄屋も原則として世襲であったが、適任者がいない場合は他村からの入庄屋や、宮崎役所郷組からの出役もあったこと、④嘉永期以降は郷士身分のまま大庄屋・庄屋を兼帯することが一般化したことなどが明らかになっている（拙稿「日向延岡藩領宮崎郡における村役人と地域社会」『宮崎公立大学人文学部紀要』第17巻第1号二〇〇九年）。
- (6) 拙稿「日向延岡藩領宮崎郡における村役人と地域社会」（『宮崎公立大学人文学部紀要』第17巻第1号二〇〇九年）。
- (7) 「卒族由緒書チノ行」（明治大学博物館蔵内藤家文書第一部30 由緒・分限6）。
- (8) 拙稿「内藤延岡藩領の特質とその支配―木村礎「延岡藩領とその支配」の再検討」（『宮崎公立大学人文学部紀要』第13巻第1号二〇〇五年）一五頁。
- (9) 『日本歴史地名大系第四六巻 宮崎県の地名』（平凡社一九九七年）三七五頁。
- (10) 拙稿「幕末譜代藩の財政政策―日向延岡藩安政改革の藩債整理を中心に―」（『九州史学』第九十二号一九八八年）。
- (11) 安政四年九月十九日「萬覚書」。
- (12) 文久四年「宮崎御用部屋江申達控一」（内藤家文書）。
- (13) 『宮崎県の地名』（平凡社一九九七年）四九〇頁。なお薩摩街道の本庄村―佐土原城下間は肥後街道と重なり、鹿

方からは西田溜池を利用する田一反につき粃二俵宛を村へ差出すよう求められた。西田溜池掛田は約三〇町歩であり、俵数は六〇〇俵に上る。結果的に粃ではなく代わりに樽二〇丁と肴代九〇貫文を藤蔵、樽二丁代八貫文宛を傳蔵・豊吉からそれぞれ村に納めることで決着した。農業用水の多くを溜池に依存する宮崎郡では、溜池の普請・修復およびその管理に村役人たちは腐心していたのである。

### むすびにかえて

湯地栄四郎が残した「日記」をもとに、幕末期の宮崎郡の状況についてみてきた。各章で明らかにしてきたことをまとめ、むすびにかえたい。

宮崎郡支配の仕組みでは、村役人の就・退任は必ずしも同じ組・村で完結するものではなく、能力や年齢によって他組・他村から入る場合もあった。郡レベルで人事が行われていたため、経験の浅い場合には、熟練の大庄屋や庄屋が心添や後見となって補助した。宮崎代官・勘定人の在任期間は長く、そのため在地とは深い信頼関係が築かれ、本人の身内の葬祭や盆悔などまで村が取り仕切った。

宮崎郡のうち太田組の年貢・諸役をみると、上納米については真米に対して赤米の割合が大きいことがその特徴であり、真米一に対して赤米一・二の割合で真米に換算された。諸上納には運上銀・小物成口銀・夫銀に大別され、対象となる商家は中村町一三

八軒、福島町二三軒、太田村一四軒などであり、商業が盛んであったことが窺える。安政三年の同組の郡政運用費としては、庄屋・別当給米のほか役所水夫や大庄屋元走番などの賃銀に充てられた。宮崎郡が他領と接する場所だけに、銀穀相場は飢肥・薩摩・佐土原諸藩と幕領の平均額を基準に決定されたため、聞合が相談に派遣されている。献納金や高役金、寺社勸化金などが頻繁に賦課されたため、年貢上納に差支える者も出る状況であった。

宮崎郡は交通の要所であったため、藩主の巡見や幕府巡見使・日田郡代および藩役人が頻繁に往来した。郡村々ではその支度や接待に多くの費用と労力が費やされ生活を圧迫した。伊勢参詣や霧島山参詣に加え、別府や栄野湯への湯治なども盛んに行われた。長州出兵には郡から二〇〇人が出役しており、浮田村からは一〇人が出役したが、その費用は村の上田を売却して賄われている。

宮崎郡は毎年のように災害に見舞われたが、特に日照りの際には郡内寺社に祈祷が命じられるとともに、雨乞いのための白太鼓踊りが執行された。また天水田が多いため、宮崎郡には近世前期から溜池が造成され、文政期には二四カ村で二〇三の溜池と一三の夏堤が確認される。村々は定期的に溜池の修補や造成がなされ、大勢の加勢人が村々から徴発され共同作業を行ったことがわかる。

御用日記という性格から、個人の考えや生活全般などを明らかにすることには限界があるが、幕末期の宮崎郡の状況と、そこに生きた人々の姿を垣間見ることができたと思う。残された御用日記の分析や他領との交流などは、今後の課題としたい。





児島街道の加納村―宮崎間は飢肥街道と重複した。

- (14) (16) 天保九戌年正月「宮崎就御出駕萬覚書」(内藤家文書第一部四家<sup>296</sup>)。
- (15) 『新訂増補 国史大系 統徳川実記第二篇』(吉川弘文館 一九九一年)三四九頁。
- (17) 丸山雍成編『日本の近世6 情報と交通』(中央公論社 一九九二年)二二六頁。
- (18) 宮地正人『幕末維新変革史上』(岩波書店 二〇二二年)三九〇～九二頁。
- (19) 拙稿「幕末期譜代藩の海防政策と「地域的動向」―日向延岡藩を中心に―」(中村質編『開国と近代化』吉川弘文館 一九九七年)一六一～六二頁。
- (20) 三好利奄『中・近世の日向国災害史』(鉾脈社 一九九六年)二〇～二二頁。
- (21) (22) 延享四年十月「日向国宮崎郡上別府村銘細帳」(『宮崎県史料編近世』一九九四年)。
- (23) 文政十亥年改「宮崎郡村々溜池箇所付帳」(内藤家文書第一部 二六普請<sup>74</sup>)。

## 付記

史料閲覧・使用に関しては渡辺邦夫氏に御高配と御理解をいただいた。末尾ながら記して謝意を表わします。